

<p>沖縄助成金センター 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館1階 TEL:098-868-1606 FAX:098-868-1612</p>

申請事業所名	
担当者名	
電話	FAX

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・沖縄若年者雇用促進コース) 【計画書提出書類チェックリスト】

1 計画書を提出するコース(いずれかまたは両方に☑)

- 地域雇用開発コース 沖縄若年者雇用促進コース

2 提出様式(※)

(地域雇用開発コース)

- 地様式第1号「地域雇用開発コース計画書」
- 地様式第13号「地域雇用開発コース事業所状況等申立書」
- (創業に該当する場合) 地様式第3号・「地域雇用開発コース創業計画認定申請書」
- (創業に該当する場合) 地様式第3号別紙1・「職歴書(創業)<法人の代表者・個人事業主>」

(沖縄若年者雇用促進コース)

- 沖様式第151号「沖縄若年者雇用促進コースの雇用に関する計画書・受理通知書」
- 沖様式第151-2号「沖縄若年者雇用促進コース事業所状況等申立書」

(各コース共通)

- 【重要】上記様式の右上欄外に、代表者印(個人事業主の場合は事業主の私印)の押印(捺印)

3 添付書類

(各コース共通)

- 事業所概要票(別紙1)
- (法人の場合)法人登記事項証明書(写)
- (個人事業主の場合)開廃業届(税務署提出の写し)、事業主の運転免許証・住民票等の身分証明書
- 企業・事業案内のパンフレットやホームページ(既存の作成物)
- (事業主の委任を受けて代理人が提出する場合)委任状

委任状の参考様式及び詳細については、沖縄労働局HPを確認して下さい。⇒トップページ > 助成金について
>「◆支給申請書等の提出時には、委任状の提出及び身分証の確認が必要になりました。」を選択

- (他の補助金・助成金を受ける場合)要綱等
- (飲食店の場合)食事・飲み物のメニュー(案)、営業時間の表示があるもの

(沖縄若年者雇用促進コース)

- 定着指導責任者の任命書(任意様式)の写し、あるいは別紙2の参考様式の提出(原本)
* 雇入れた沖縄若年者の職場定着を図るため、計画日までに人事担当者等を定着指導責任者として任命して下さい。(今後は定着指導措置内容、定着指導状況の報告が必要となります)

4 注意

- ①原則、不備書類がある場合は受理できません。
- ②本助成金の計画書を提出する際に、申請事業主の事業内容や規模(資本金や企業全体の労働者数、関連事業所の有無)、申請事業所の事業計画(整備費用の内容、雇入れ人数や正社員・新卒等の構成)について具体的に確認します。
また、支給要件を満たさないことが明らかであると判断した場合は受理ができませんので、本助成金のパンフレット等(※)をあらかじめご精読願います。

(※)厚生労働省のHPで各提出様式や「地域雇用開発助成金支給申請の手引」ダウンロードが可能です。
(下記にアクセス又は「厚生労働省 雇用関係助成金」で検索 ⇒事業主のための雇用関係助成金
⇒「3. 従業員を新たに雇入れる場合の助成金」中の地域雇用開発助成金を選択)
URL: www.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

【事業所概要票】

法人又は屋号(予定)名	担当者	
下記の項目に記入のうえ、該当する項目については注意事項(※)を読み、チェック☑をして下さい。 (注意事項に関しては要件の全てではありません)		労働局 記載欄
1	企業全体の常時雇用する労働者数及び法人の場合は資本金を記入して下さい。 (常時雇用する労働者) 人 (資本金又は出資額) 万円	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
2	申請事業主について、親会社、子会社及び関連事業所が存在しますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその企業名 (企業名) <small>※関連会社や、親族の経営する会社など、事業主と密接な関係者との取引は、費用の対象経費として認められません。□ ※別法人の立て替え払い、事業主主義以外での立て替え払いをした経費は対象となりません。□</small>	
3	申請事業所(当該設置・整備事業所)の事業開始日はいつですか (平成 年 月 日)	
4	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産工事を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 <small>※賃借施設の内装工事であって、所有者(貸主)の行う新築工事と同時進行の工事は対象経費として認められません。□ ※引き渡し日が計画期間内でない場合は対象経費として認められません。□</small>	
5	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産の購入を予定していますか(土地を除く) (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円	
6	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産の賃借を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 <small>※賃借期間の初日が計画期間内でない場合は対象経費として認められません。□</small>	
7	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、動産の購入を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 <small>※原則として付属品・オプション代金を除き、本体価格のみ対象となります。□ ※事業に供する物として一般的に高級・高額とされるものは原則対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)自動車検査証の使用者欄に設置・整備事業所が記載されていなければ対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)車両使用簿の備え付けがない場合、対象経費として認められません。□</small>	
8	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、動産の賃借を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 <small>※賃借期間の初日が計画期間内でない場合は対象経費として認められません□ ※原則として付属品・オプション代金を除き、本体価格のみ対象となります□ ※事業の用に供する物として一般的に高級・高額とされるものは原則対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)自動車検査証の使用者欄に設置・整備事業所が記載されていなければ対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)車両使用簿の備え付けがない場合、対象経費として認められません。□</small>	
9	対象労働者の雇入れ計画等 ①無期雇用労働者(パート除く) ()人 うち正規雇用の者 ()人 ②有期雇用労働者(パート除く) ()人 ③パート労働者 ()人 <small>※雇入れ当初から、本人が希望する限り65歳以上に達するまで働ける条件ではない場合、対象労働者として認められません。□ ※有期雇用の者においては、更新に関して制限を設けている場合(会社の経営状況、本人の能力、契約満了時の業務量など)は対象労働者として認められません。(労働者全員が希望すれば更新が可能である、自動更新であるなど無期雇用と同視できる場合を除く)□</small>	
10	新卒者の採用を予定していますか。 (いいえ ・ はい) はいの場合はその人数 ()人 <small>※地域雇用開発コースでは対象労働者の1/3まで、沖縄若年者コースでは中小企業に限り4人目以降に新卒者を対象とすることができます。□</small>	

平成 年 月 日

定着指導責任者任命報告書

沖縄労働局長 殿

申請事業主

印

設置・整備事業所名

私（申請事業主）は、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）にかかる定着指導責任者として下記の者を任命しましたので報告いたします。

役 職
氏 名

（任命事項）

- ・ 事業主が実施する、設置・整備事業所にて雇い入れた沖縄若年者への定着指導措置について、その内容を完了時に報告すること、及び支給申請時に定着指導状況の報告を行うこと。